

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB が、金融資産の分類および測定を変更し、予想損失減損モデルを導入する IFRS 第 9 号を最終化

目次

- ・背景および発効日
- ・金融資産についての分類および測定モデルへの修正
- ・金融資産についての分類および測定モデルの概要
- ・予想損失減損モデル

要点

- ・ IFRS 第 9 号「金融商品」が完成した。金融資産の分類および測定を修正し、新しい予想損失減損モデルを導入する。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVTOCI)新しい測定カテゴリーは、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的である事業モデルの中で保有されている負債性金融商品に適用する。
- ・ 本基準は、信用状態の悪化によるものではない金融資産の売却が、どのように事業モデル評価に影響を与えるかについて、より多くのガイダンスを有する。
- ・ 貨幣の時間価値の構成要素が改変されている場合(例えば、金利が 1 年物の金利に毎月改定される)の、負債性金融商品の分類方法について、ガイダンスが提供される。また期限前償還の特徴を評価する規準が改正されている。
- ・ 予想信用損失に基づく新しい減損モデルは、償却原価または FVTOCI で測定される負債性金融商品、リース債権、契約資産および一定の売建ローン・コミットメントおよび金融保証契約に適用される。
- ・ 貸倒損失評価引当金は、12 ヶ月の予想信用損失または全期間の予想信用損失のいずれかとなる。後者は、金融商品の当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合に適用する。購入または組成した信用減損金融資産(例えば、財政的困難にある債務者に対する債務(distressed debt)など)については、異なるアプローチが適用される。
- ・ 本基準は、減損関連の表示および開示について詳細なガイダンスを追加している。
- ・ IFRS 第 9 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用され、一定の例外を除き、遡及的に適用しなければならない。

背景および発効日

詳細は下記ウェブサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

IAS 第 39 号「金融商品: 分類および測定」を置き換える IASB のプロジェクトは、2008 年に開始され、フェーズごとに完了してきた。IASB は、2009 年、最初に金融資産の新しい分類および測定のモデルについての IFRS 第 9 号を公表し、続いて、2010 年に金融負債と認識の中止についての要求事項を追加した。その後、IFRS 第 9 号は、新しい一般ヘッジ会計の要求事項を追加するために 2013 年に修正された。

本ニュースレターにおいて議論される修正は、追加される最終的な要求事項であり、IFRS 第 9 号を完全なものにする。本基準の強制発効日は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度であり、早期適用が認められる。本基準は、いくつかの例外(例えば、ほとんどのヘッジ会計の要求事項は将来に向かって適用される。)を除き、遡及的に適用される。しかし、企業は、(減損を含め)分類および測定に関して、過年度を修正再表示する必要はない。

IFRS 第 9 号が完成したため、IASB は、IFRS 第 9 号の(修正を公表するのではなく)完全版を公表し、従前の本基準のすべての版を廃止することを決定した。しかし、2018 年 1 月 1 日より前に開始する事業年度について、企業の該当する適用開始日が 2015 年 2 月 1 日より前である場合、企業は IFRS 第 9 号のそれら従前の版を適用することを選択することができる。

金融資産についての分類および測定モデルへの修正

FVTOCI 測定区分

IFRS 第 9 号は、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方の目的である事業モデルの中で保有されている一定の金融資産は、FVTOCI で測定しなければならないことを要求している(ただし、測定のミスマッチを解消または大幅に低減するために、純損益を通じて公正価値で測定するもの(FVTPL)に指定した場合を除く)。これは、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価をパスした資産に適用する(それは、金融資産が償却原価で測定されるかどうかを決定するために使用されたものと同じテストである)。金利収益、為替差損益、および減損に係る利得および損失は、純損益に認識し、その他の利得または損失(すなわち、これらの項目と公正価値の変動の総額との差額)は、その他の包括利益(OCI)に認識される。OCI に計上された利得または損失の累計額は、認識の中止の際に純損益に振り替えられる。または、当該資産が事業モデルの変更のために分類変更される場合、潜在的により早く純損益に振り替えられる。金利収益および減損に係る利得および損失は、償却原価で測定される資産と同じ方法で認識および測定され、OCI の金額は償却原価の価値と公正価値の差額を示す。これにより、財政状態計算書は金融商品の公正価値を反映するが、資産が償却原価で測定された場合と同じ純損益についての情報となる。

見解

負債性金融商品についての FVTOCI 区分は、IAS 第 39 号における売却可能区分と同じではない。IAS 第 39 号では、減損に係る利得および損失は公正価値に基づいており一方で、IFRS 第 9 号はそうではない。代わりに、減損は、予想損失に基づいており、償却原価資産と整合的に測定される(以下を参照)。また、FVTOCI 測定の規準は、企業の事業モデルに基づいており、それは、売却可能区分とは異なる。

事業モデルの評価

IFRS 第 9 号は、事業モデルが、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために、資産を管理することであるかどうかを決定する方法についてのガイダンスを提供している。これは、負債性金融商品についての FVTOCI 区分の導入に続く新しいガイダンスである。

IASB は、この機会に、契約上のキャッシュ・フローの回収のために資産を保有する目的の事業モデルについて(すなわち償却原価規準の一部)、IFRS 第 9 号の現行のガイダンスを明確化した。信用状態の悪化に対応するもの以外の金融資産の売却が、(個別または合計)まれとはいえない、また価値が重要ではないとはいえない場合、当該売却が契約上のキャッシュ・フローの回収の目的と整合するかどうか、およびどのように整合するかについて、評価が必要となる。また、金融資産の売却が、当該金融資産の満期近くに行われ、売却代金が、残りの契約上のキャッシュ・フローの回収額と近似する場合、当該金融資産の売却は、契約上のキャッシュ・フローの回収の目的と整合的となり得る。

IASB は、事業モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有することであるかもしれない場合の例示とともに、現行の適用指針を修正した。修正では、いくつかの例示が修正され、さらに一つの例示(金融機関に関する)が追加された。

見解

企業は、金融資産を保有する事業モデルを評価する必要がある。いくつかの企業(例えば、非金融企業など)については、金融資産が、償却原価測定の可能性が高い営業債権および銀行預金に限定されている可能性があるため、評価は相対的に単純である可能性がある。金融資産に関わるより広範にわたる活動を有している企業(例えば、貸手、財務活動のために保有する債券の投資者、保険企業、トレーダーなど)は、事業モデルを理解し、金融資産の処分につながるモチベーションを検討するのに多大な労力を要する。

分類変更

本修正前、IFRS 第 9 号は、金融資産を管理する事業モデルが変更される場合、分類区分間の分類変更を要求していた。これは、償却原価で保有する負債性金融商品および FVTPL に限定されていた。負債性金融商品に FVTOCI 区分が導入されたため、この概念は、FVTOCI からの、または FVTOCI への分類変更にまで拡張された。

企業が金融資産を償却原価区分から FVTOCI 区分に分類変更する場合には、その公正価値が分類変更日に算定され、この金額とその従前の帳簿価額との差額が OCI に認識され、実効金利は修正されない。企業が、金融資産を FVTOCI 区分から償却原価区分に分類変更す

る場合には、当該資産は公正価値で分類変更され、同時に従前からの利得または損失の累計額を OCI から除去し、この金額を、分類変更日現在の公正価値に対して修正する。この方法により、資産の帳簿価額は、資産が常に償却原価で測定されていた場合の金額により測定される。また、この場合にも、実効金利は修正されない。企業が FVTPL から FVTOCI に金融資産を分類変更する場合には、当該金融資産は、公正価値での測定が継続される。企業が FVTOCI から FVTPL に金融資産を分類変更する場合も、同様である。

契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価

本修正は、契約上のキャッシュ・フローの特性に関する評価が、特定の場合にどのように適用されるかについて、新たなガイダンスを導入している。

改変された時間価値の構成要素

基本的な貸付契約においては、金利の最も重要な構成要素は、貨幣の時間価値と信用リスクに対する対価である。修正された適用指針は、他の基本的な貸付リスク(例えば、流動性リスク)およびコスト(例えば、管理コスト)の対価や、利益マージンも金利の一部である可能性がある点を認めている。

本基準は、貨幣の時間価値を、時の経過のみに対して対価を提供する金利の構成要素と定義している。IFRS 第 9 号は、この構成要素が特定の場合に改変される可能性があり、その場合に、企業が改変された貨幣の時間価値を詳細に評価することを要求されることを認識している(この評価の結果が、企業が分析をほとんど、または、まったくしなくても明らかである場合を除く)。この評価の目的は、貨幣の時間価値の構成要素が改変されなかった場合に生じるであろう(割引前の)キャッシュ・フロー(すなわち、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの比較)と、契約上の(割引前の)キャッシュ・フローとの相違の程度の決定である。1 年物の金利に毎月改定される変動金利について、比較可能なベンチマーク金融商品が、変動金利が 1 カ月物の金利に毎月改定される事実を除いて、契約条件が同じで信用度が同じ金融商品となる例示が提供されている。合理的に起こり得るシナリオを考慮し、契約上の(割引前の)キャッシュ・フローが、(割引前の)ベンチマーク・キャッシュ・フローと著しく異なる(significantly different)可能性がある場合、契約上のキャッシュ・フローの特性のテストを満たさないため、負債性金融商品は、FVTPL で測定しなければならない。

期限前償還の特徴

IFRS 第 9 号の最終版は、負債性金融商品の分類時における期限前償還の特徴による影響に関して、異なるアプローチを採用している。従前の IFRS 第 9 号では、特定の期限前償還の特徴は、契約上のキャッシュ・フローの特性のテストを満たさない結果をもたらしていた。IASB は、このことは必ずしも適切であるとは限らないと感じ、結果として、新たなガイダンスでは、期限前償還可能な金額が、元本および元本残高に対する利息に係る未払金額(契約の早期終了に対する追加的補償が含まれる場合がある)にほぼ相当しているかどうかを決定するための期限前償還可能金額の評価と、期限前償還オプションを行使するために発生が必要な事象(行使が偶発事象を条件とする場合)の評価を要求している。IFRS 第 9 号は、金融資産が、契約上の額面金額に対してプレミアムまたはディスカウントで取得または組成され、かつ、当初認識時に期限前償還の特徴の公正価値が重要でない(insignificant)場合に、期限前償還の金額が、契約上の額面金額と契約上の経過(かつ未払)金利(合理的な追加補償が含まれる場合がある)にほぼ相当している場合に、当該資産が契約上のキャッシュ・フローの特性のテストを満たす例外措置も提供している。

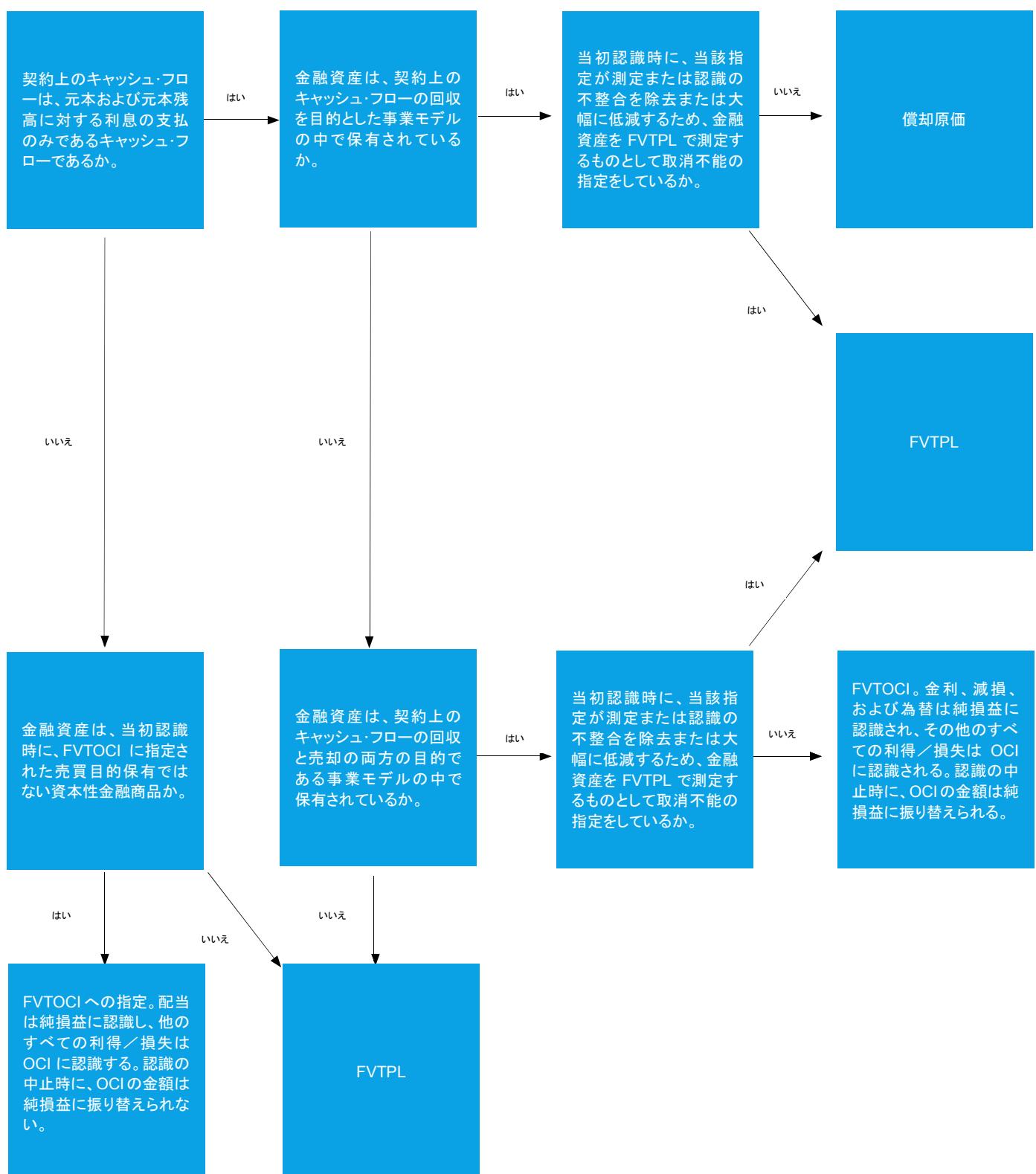
分類および測定の修正への経過措置

本修正は、以下の規定を除き、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に従って遡及的に適用される。

- 金融資産の当初認識時の事実および状況に基づいて、改変された貨幣の時間価値の構成要素を評価することが実務上不可能である場合、契約上のキャッシュ・フローの特性のテストは、当該要求事項を考慮せずに適用される。
- 金融資産の当初認識時の事実および状況に基づいて、期限前償還の特徴の公正価値が重要でない(insignificant)かどうかを評価することが実務上不可能である場合、企業は、期限前償還の特徴の例外措置を考慮せずに、契約上のキャッシュ・フローの特性のテストを適用する。

金融資産についての分類および測定モデルの概要

以下のダイアグラムは、上述の修正を受けた金融資産の分類および測定モデルの適用をまとめている。



予想損失減損モデル

IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号で適用されていた発生損失ではなく、予想損失に基づく新しい減損モデルを導入する。IAS 第 39 号と比較して、減損を適用する範囲が異なるので、測定基礎が異なる。

範囲

- ・ 償却原価で測定される金融資産
- ・ FVTOCI で強制的に測定される金融資産
- ・ 信用を供与する現在の義務がある場合のローン・コミットメント(FVTPL で測定される場合を除く)
- ・ IFRS 第 9 号が適用される金融保証契約(FVTPL で測定されるものを除く)
- ・ IAS 第 17 号「リース」の範囲に含まれるリース債権
- ・ IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる契約資産(すなわち、財またはサービスの移転による対価に対する権利)

見解

IFRS 第 9 号は、減損の要求事項の範囲にあるすべての項目の減損に関して、同じ測定基礎を要求している。これは、減損が償却原価で測定される資産と FVTOCI で測定される売却可能資産とでは、別に算定される IAS 第 39 号とは異なる。さらに、IFRS 第 9 号は、従前は IAS 第 37 号「引当金、偶発負債および偶発資産」に従い別に測定されていた、特定のローン・コミットメントおよび金融保証契約に同じ測定アプローチを適用する。

一般的なアプローチ

購入または組成した信用減損金融資産(以下を参照)を除き、予想信用損失は、以下のいずれかの金額と同額の損失評価引当金を通じて測定することが要求される。

- ・ 12カ月の予想信用損失(当該金融商品について報告日から 12カ月以内に生じ得る債務不履行事象(default event)から生じる予想信用損失)
- ・ 全期間の予想信用損失(当該金融商品の存続期間にわたって、すべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失)

ある金融商品に関する信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合とともに、IFRS 第 15 号に従う財務取引(financing transaction)を構成しない契約資産または営業債権については、全期間の予想信用損失についての損失評価引当金が当該金融商品に対して要求される。信用リスクが著しく増大していない場合、予想信用損失は、12 カ月の予想信用損失と同額で測定される。

さらに、企業は、IFRS 第 15 号に従う財務取引を構成するすべての契約資産および／またはすべての営業債権に対して、全期間の予想信用損失を認識する会計方針を選択することができる。同じ選択は、リース債権についても別個に認められる。

信用リスクの著しい増大

購入または組成した信用減損金融資産(以下を参照)を除き、ある金融商品に関する信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、金融商品についての損失評価引当金は、全期間の予想信用損失と同額で測定される。ただし、金融商品の信用リスクが報告日時点で低い場合は除く。

本基準での信用リスクが低いと考えられる場合とは、債務不履行のリスク(default risk)が低く、債務者が、近いうちに契約上のキャッシュ・フローの義務を果たす強固な能力を有している場合、および、長い期間にわたる不利な経済および事業条件の変化が、必ずしもそうではないが、契約上のキャッシュ・フローの義務を履行する債務者の能力を低下させる可能性がある場合である。本基準は、「投資適格」の格付けが、低い信用リスクの指標となるかもしれないことを示唆している。

信用リスクの著しい増大があるかどうかの評価は、当初認識以降の債務不履行の発生確率の増加を基礎とする。本基準は、信用リスクが著しく増大するかどうか評価するために多様なアプローチを認めている。アプローチは、明示的な債務不履行の確率(probability of default)をインプットとして含む必要はない。本基準は、信用リスクに著しい増大があるかどうかの評価は、原則としては個々の金融商品レベルで実施されるが、考慮する要素または指標は、金融商品レベルで入手できないかもしれないことを認識している。この場合、企業は適切なグループ、または金融商品のポートフォリオの一部分に対して評価を行うべきである。

要求事項には、契約上の支払の期日経過が 30 日超となっている場合に、信用リスクが著しく増大しているという反証可能な推定も含まれる。IFRS 第 9 号は(購入または組成した信用減損金融資産を除き)、当初認識以降に信用リスクの著しい増大が発生し、その後の報告期間に戻った場合(すなわち、累積的な信用リスクは当初認識時より著しく高くはない)、当該金融商品についての予想信用損失は、12 カ月月の予想信用損失と同額に基づいて測定されるように戻る。

購入または組成した信用減損金融資産

資産が当初認識時に信用減損しているため、購入または組成した信用減損金融資産(例えば、財政的困難にある債務者に対する債務(distressed debt))は異なる取扱いになる。これらの資産について、企業は、当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動を損失評価引当金として認識し、その変動は純損益に認識する。要求事項では、そのような資産に対して有利な変動は、金融資産の予想キャッシュ・フローが当初認識時の見積キャッシュ・フローを上回る場合であっても、減損利得である。

予想信用損失を見積もる基礎

予想信用損失の測定は、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定されるバイアスのない確率加重金額を反映するとともに、貨幣の時間価値を織り込まなければならない。さらに、企業は、予想信用損失を測定する際に、過去の事象、現在の状況についての合理的で裏付け可能な情報、および合理的で裏付け可能な将来の経済状況の予測を検討しなければならない。

本基準は、予想信用損失を、それぞれの債務不履行が発生するリスクで加重する、信用損失の加重平均として定義する。すべての生じ得るシナリオが検討されなければならないわけではなく、少なくとも、信用損失が発生する確率が低くても、信用損失が発生するリスクまたは確率、および信用損失が発生しない確率は検討されなければならない。

企業は、合理的で裏付け可能な情報(すなわち、報告日に合理的に利用可能な情報)を織り込むことが求められる。情報が合理的に利用可能であるとは、(財務報告の目的に適格な利用可能な情報の取得に)過大なコストまたは労力を要さない場合をいう。

ローン・コミットメントに本モデルを適用する際に、企業は、実行される貸付金に発生する債務不履行リスクを検討する。一方、金融保証契約に本モデルを適用する際には、企業は特定の債務者に発生する債務不履行リスクを検討する。

企業は、本基準の原則に整合する場合、予想信用損失を見積もる際に実務上の便法を使用することができる(例えば、売上債権に関する予想信用損失は、売上債権の残高日数に応じて一定の引当率が適用される引当金マトリックスを使用して計算することができる)。

時間価値を反映するために、予想損失は、当初認識時に決定された資産の実効金利(またはその近似値)を用いて報告日まで割り引かなければならない。「信用調整後の実効金利」は、購入または組成した信用減損金融資産の予想信用損失に用いなければならない。「実効金利」(予想信用損失を無視した期待キャッシュ・フローを用いて算定)と対照的に、信用調整後の実効金利は、金融資産の予想信用損失を反映する。

実行されていないローン・コミットメントの予想信用損失は、コミットメントから生じる金融資産を認識する際に適用される実効金利(または、その近似値)を使用して、割り引かなければならない。ローン・コミットメントの実効金利が算定できない場合、割引率は、貨幣の時間価値およびキャッシュ・フローに特有のリスクの市場評価を反映しなければならない。ただし、その場合に当該リスクが割引率を調整することにより考慮されておらず、その範囲においてである。このアプローチは、金融保証契約の予想信用損失を割り引くためにも使用しなければならない。

見解

本修正は、個々の金融資産で考慮しても、予想信用損失が生じる見込みがなく、最も可能性の高い結果が契約上のキャッシュ・フローの全額の回収であり、信用損失がゼロである場合であっても、予想信用損失の測定には信用損失の確率加重が含まれることを明確にする。要求事項は、最も可能性の高い結果のみを基礎として予想信用損失を見積もることを事実上禁止する。

金融資産に対する貸倒損失評価引当金を測定する際に適用される割引率は、これまでの公開草案での提案と異なる。公開草案では、信用減損していない資産に対する貸倒損失評価引当金を割り引く際に、リスク・フリー・レートと実効金利の間の割引率を認めていた。一方、最終基準は、すべての場合において実効金利またはその近似値の使用を要求している。

条件変更および直接償却(write-offs)

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの再交渉または他の条件変更が、IFRS 第 9 号のもとで認識を中止することとなる場合、変更後の金融商品は、新しい金融商品として取扱う。

金融資産の契約上のキャッシュ・フローの再交渉または他の条件変更により、認識の中止が生じない場合、企業は、金融資産の総額での帳簿価額を再計算しなければならない(すなわち、損失評価引当金を調整する前の償却原価の金額)。これは、新しく予想される契約上のキャッシュ・フロー(条件変更後)を、当初の実効金利を用いて割り引くことにより行われ、条件変更の結果生じる利得または損失は、純損益に認識する。この日から、企業は、金融商品の信用リスクが、当初認識時から著しく増大しているかどうか、(変更された条件に基づいた)報告日時点の債務不履行の発生リスクと、(当初の、変更前の条件に基づいた)当初認識時の債務不履行の発生リスクとを比較することにより、評価しなければならない。

本基準は、企業に回復に関する合理的な予想を有していない場合には、企業に対して金融資産の総額での帳簿価額を直接減額させることを要求している。IFRS 第 9 号では、直接償却は、認識の中止の事象を構成するものであり、資産の全体または一部分のいずれかに関連する可能性があると述べている。

表示

金融収益は常に独立の表示科目として表示することが要求されるが、資産が信用減損であると考えられるかどうかによって、異なって計算される。1 つまたは複数の事象が発生し、金融商品の予想将来キャッシュ・フローに重要な影響を与える場合に、資産は信用減損している。

見解

IFRS 第 9 号は、資産が信用減損している場合の指標のリストを含めているが、これは、IAS 第 39 号における損失発生のトリガー事象と概ね同じである。

購入または組成した信用減損金融資産ではない、または当初認識から信用減損とはなっていない金融資産については、金利収益は、実効金利法を総額での帳簿価額に適用して計算する(本稿においては、「総額法」という)。

購入または組成した信用減損金融資産ではないが、事後的に信用減損となった金融資産の場合、金利収益は、実効金利を償却原価残高(総額での帳簿価額に損失評価引当金を調整)に適用して計算される(本稿においては「純額法」という)。

純額法を使用した期間の後に、金融商品の信用リスクが改善し金融資産がもはや信用減損ではなく、その改善が純額法が適用されて以降の事象に客観的に関連付けられる場合、金利収益の計算は総額法に戻すことになる。

最後に、購入または組成した信用減損金融資産の場合、金利収益は、常に、信用調整後の実効金利を償却原価である帳簿価額に適用することにより認識される。信用調整後の実効金利は、当初認識時に、予想されるキャッシュ・フローを償却原価まで割り引く率(金融商品の契約条件とともに予想信用損失を明示的に考慮に入る)である。

IFRS 第 9 号の、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」への結果的修正は、減損損失の戻入れおよび減損に係る利得(購入または組成した信用減損金融資産の場合)を含む減損損失を、純損益およびその他の包括利益計算書において独立の表示科目で表示することを要求する。

見解

金融資産の金融収益の、総額法から純額法への表示の変更となるトリガー・ポイントは、それが「信用減損」となったことに基づく。これは、12カ月の予想信用損失から全期間の予想信用損失への移行で使用された、金融資産の信用リスクの著しい悪化に基づく規準とは異なる。

開示

新しい予想損失減損モデルは、広範囲な開示要求が付随しており、それは IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に追加されている。それらは、財務諸表の利用者が、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性についての信用リスクの影響を理解できるようにデザインされている。この目的を達成するために、IFRS 第 7 号は、次のことを提供する信用リスクの開示を要求している。

- (a) 企業の信用リスク管理の実務、および当該実務がどのように予想信用損失の認識および測定に関連するかについての情報(予想信用損失を測定するために使用される方法、仮定および情報を含む)
- (b) 財務諸表の利用者が予想信用損失から生じる財務諸表の金額を評価できるような量的および質的情報(予想信用損失の金額の変動および当該変動の理由を含む)
- (c) 企業の信用リスク・エクスポートージャーについての情報(すなわち、企業の金融資産および信用を供与するコミットメントに固有の信用リスク)(重要な信用リスクの集中を含む)

IFRS 第 7 号は、上述の信用リスク開示における 3 つの主要な構成要素のそれぞれについて、より具体的で詳細な要求事項とともに詳述している。

予想損失減損モデルについての経過措置

本修正は、以下の規定を除き、IAS 第 8 号に従って遡及的に適用される。

- ・ 適用開始日に、企業は、過大なコストと労力なしに、金融商品が当初認識される日に(ローン・コミットメントおよび金融保証契約については、企業が取消不能なコミットメントの当事者になった日に)、信用リスクを算定し、当該信用リスクと IFRS 第 9 号の適用開始日における信用リスクを比較するのに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用しなければならない。
- ・ 適用開始日に、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを決定するのに、過大なコストと労力が要求される場合、企業は、当該金融商品の認識が中止されるまでに、各報告日に全期間の予想信用損失と等しい金額の損失評価引当金を認識しなければならない。しかし、報告日における金融商品の信用リスクが低い場合、企業は、当初認識以降に信用リスクが著しく増大していないと仮定できる。

さらなるリソース

IFRS 第 9 号の他の本基準についてのさらなる考察に関する公表物は、www.iasplus.com から。

さらに、これまでに発行した IFRS 第 9 号の他の部分についてのニュースレターは、以下のリンクから入手可能である。

IFRS 第 9 号 (2009) – 金融資産の分類および測定

<http://www.iasplus.com/en/publications/global/ifrs-in-focus/2009/ias-plus-newsletter-2014-ifrs-9-financial-instruments>

IFRS 第 9 号 (2010) – 金融負債の分類および測定

https://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/services/ifrs/km/nl/infocus/d88fb62b35a3c210VgnVCM2000001b56f00aRCRD.htm

IFRS 第 9 号 (2013) – 一般ヘッジ会計

https://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/services/ifrs/km/1e10b1ff9be82410VgnVCM2000003356f70aRCRD.htm

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限责任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなどを擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点での有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動されることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。